

西東京市の職員定員について 「1,000人体制」をめざして

《 西東京市行財政改革推進委員会最終答申 》

平成 15 年 7 月

西東京市行財政改革推進委員会

目 次

| | | |
|---|------------------------------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 市職員の定員は、もっとスリムにしましょう..... | 1 |
| 3 | NPO、パートナー制度を積極的に活用しましょう..... | 2 |

答申の背景及び理由

| | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 危険水域にある財政 | 3 |
| 2 | 職員の定員は市の実力によって決めるべきです..... | 3 |
| 3 | 民間に任せられる業務はいっぱいある | 4 |
| 4 | もう、国や都頼みはできません..... | 5 |

附属資料

- 1 西東京市行財政改革推進委員会名簿
- 2 西東京市行財政改革推進にあたっての基本方針について（諮問）
- 3 西東京市行財政改革推進委員会条例

1．はじめに

西東京市行財政改革推進委員会は平成 14 年 3 月、市長の諮問に応え市の行財政全般の改革について第 1 回の答申を行いました。特にその中では 財政の健全化策 受益者負担の適正化 民間委託の推進 補助金の適正化 既存施設の有効活用 入札・契約手続きの改善 情報公開の推進 などについて、改善策を答申しました。これらの答申内容は現在市当局によって漸次実行に移されつつありますが、当委員会としては、答申に盛られたこれら行財政改革のスピーディーな実施を要請するとともに、改革全体の進み具合や改革が遅れているものについての事情の公表を要請いたします。

今回、当委員会は前答申で触れなかった市職員の定員問題を中心に最終答申をまとめました。市長におかれては、第 1 回の答申同様、この最終答申につきましても全力を尽くして市政に反映していただけるものと期待しております。

2．市職員の定員は、もっとスリムにしましょう

西東京市の職員の要員計画は現在、旧田無・保谷両市による合併協議会が決めた「定員削減 10 ヶ年計画」(平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日)を基礎に進められています。その内容は、計画開始時で 1,406 人だった市職員の定員を、10 年間で 218 人削減し、平成 22 年 4 月 1 日までに 1,188 人に圧縮するというものです。

西東京市行財政改革推進委員会は発足以来約 2 年に亘って、この削減計画の妥当性を検証してまいりました。その結果、西東京市の財政基盤の状況や、今後取り組まねばならない都市基盤の整備、福祉・教育行政のための財源を確保するため、また改革余地の大きい市行政の現状などからみて、計画の削減数をさらに 200 人程度上積みし、計画完了時の定員を、基本的には 1,000 人程度とするのが妥当である、という結論に達しました。

もともと西東京市は、合併時において 1 割から 2 割の余剰職員を抱えていたという事情もあります。現状の定員削減計画は余剰人員の範囲内での調整に終わっています。それはもちろん、意義のないことではありませんが、合併の最大の目標である行政組織の合理化、スリム化の全うを意味するものではありません。

このような状況も踏まえて、市は、定員の「1,000 人体制」を目指し、限りなく近づけるよう一層の努力を尽くされんことを望みます。

もとより現在の職員構成からみて、その達成にはかなりの技術的な困難が伴うである

うことは承知しています。しかし困難だからといって、安易な範囲で対応しては、合併が目標とした市政の合理化、スリム化は、何年経っても実現できないでしょう。

このような状態を早急に是正するためには、従来の発想や慣行にとらわれることなく、業務の民間移管を行い、合わせて民間なみの配置転換を実施していけば、目標の達成は必ずしも困難ではありません。

この認識に立ち、西東京市行財政改革推進委員会は「定員削減 10 ヶ年計画」の市職員の目標定員を「1,000 人を基本」として、進めるよう求めるものであります。

3 . N P O、パートナー制度を積極的に活用しましょう

市の業務の民間委託に際しては、会社への委託は当然の選択であります。小学校の給食やごみ収集のような分野では、市でもすでに会社に業務を委託しております。しかし業務の分野によっては、会社に委託するよりも、N P O（登録された非営利活動団体）や個人との契約で業務委託した方がいいものもあります。

近隣の志木市（埼玉県）では、行政業務の民間移管のシステムとして「行政パートナー制」を構想しています。これは市民の中から「市役所の仕事を手伝ってもいい」と考えている人達を「行政パートナー」として登録してもらい、そのパートナー達に市の多分野の業務を受託してもらったり、手伝ってもらおうというものなのです。西東京市もこのようなシステムの導入を検討すべきです。

市職員が従事しなければならない業務は、政策の企画・立案部門と高度な守秘義務が発生する業務だけで、他は原則として外部に委託するのが可能であり望ましい姿です。

答申の背景及び理由

西東京市行財政改革推進委員会は定員問題を考えるに当たって、考慮した方向は次の諸問題であります。

1．危険水域にある財政

市の財政の健全性を示す指標として経常収支比率が使われています。経常収支比率が80%以下であれば、その自治体の財政は健全とされ、このラインを超すほど健全性は失われ、90%以上は不健全だといわれています。西東京市の経常収支比率は、最新の決算である平成13年度決算では82.2%で、まずまずの水準でした。

しかし、これには旧田無・保谷両市時代から、毎年度一般会計から支出されてきた国民健康保険特別会計の赤字を埋めるための繰出金と、下水道事業特別会計の赤字を補填するための繰出金は含まれていません。その額は平成13年度で前者が17.9億円、後者が23.5億円、合わせて41.4億円にのぼります。経常収支比率は、その分だけ水増しされているわけで、実際の経常収支比率は財政が不健全とされる94%になります。

これについては「どこの市もこうしている」と説明されてきましたが、財政が不健全で、いわば危険水域におかれている事実には変わりありません。この結果、新しい政策に使える財源はわずか約22億円に過ぎないのが実態です。西東京市は歩道が少ないなど、都市基盤の整備の面で著しく遅れているのは、こういう財政の実態が反映しているからなのです。このような状態が続くとすれば、市は10年経っても、満足できる都市基盤の整備などはできず、時代から取り残されていかざるを得ないでしょう。

合併の最大の目的は行政の効率化であり、効率化によって自由に使える財源を増やし、そのカネでまちづくりや各種の施策を進めることです。しかし合併したからといって、効率化が完成したわけではありません。職員の配置、施設の無駄に切り込んで、スリムで、効率的な行政に変えていくのはこれからです。

2．職員の定員は市の実力によって決めるべきです

西東京市の市職員の定員計画は現在、旧田無・保谷両市の合併協議会が決めた定員削減計画に基づいて進められています。しかしその削減計画は、人口が西東京市と同程度の近隣諸市を比較して、「これだけの人口だったら、職員数はこの程度」として算出さ

れたものです。

しかし、市の職員は人口だけからはじき出されるべきではありません。その市の財政力、都市基盤の整備度、成長性など広く勘案しなければなりません。たとえば市の歳入に占める市税の比率は、平成 13 年度決算で比較すると、武蔵野市（64.6%）、調布市（60.9%）、三鷹市（58.8%）の各市と西東京市（45.8%）ではかなりの格差があります。市税の税収が少ない市が、税収の多い市と人口比で同等の職員を抱えたら、少ない予算は人件費をまかなうだけで大半が消えてしまい、都市基盤整備などには、いつまで経っても予算は回ってきません。

このことは市議会のあり方についてもいえます。近隣の市と人口が同程度だからといって、財政力が劣る市の議会が、議員数、待遇面を、財政の豊かな市と同程度としたのでは、納税者である市民はたまったものではありません。本来、市政に振り分ける予算までが、議員の歳費や議会費に使われるという状態を生んでしまいます。財政が窮屈な市の議会は、それなりに少ない議員定数を採用するか、議員報酬の絶対額を抑えるべきです。

職員の話に戻ります。早い話、西東京市と三鷹市は人口は同程度で、職員定員を決める際は参考市の一つとされました。しかし市道（市が管理する道路）で歩道がついている道路の割合は、西東京市が 12.2%であるのに対し、三鷹市のそれは 22.0%になっています。西東京市が人口比で三鷹市と同程度の職員を抱えたら、西東京市では少ない予算は人件費にくわれ、両市の格差は開く一方です。税収の少ない財政力の低い市は、たとえ同じ業務量があっても、豊かな市より少ない職員で対応する体制が必要です。これが自治体経営の要諦です。

3. 民間に任せられる業務はいっぱいある

幸い、市の業務には民間に発注移管できるものが沢山あります。学校の給食、ごみの収集では、すでに西東京市は立派な成果を上げています（例えば平成 14 年度の給食調理業務の委託（1校）等により、前年度比で約 3,000 万円の節減効果）。まだ民間委託がなされない業務は、早急に委託を進めましょう。三鷹市では市有保育所の民営化を進めた結果、一保育所の年間の経費は、市営時代の 1 億 7,000 万円から 8,400 万円に半分以下になりました。広報、管財、保育所、各種施設の管理など、民間に移管できるものはどんどんまかせましょう。

行財政の改革を進めるためには、いつのまにか膨れあがった職員の定員を縮減することが、何よりも大事で、早道です。将来、新しい行政需要が発生したときのために、人材を育てていこうという考えは、不要で最悪でさえあります。民間にも、優れた人材がいくらでもいます。職員の補充が必要なら、そのつど新しい職員を中途採用で補充すべきです。

4．もう、国や都頼みはできません

国の今年度予算一般会計の歳出は 81 兆 7,891 億円ですが、予定される税収は約 41 兆 7,860 億円しかありません。国債の発行で充てる歳入は 36 兆 4,450 億円で、国債依存率は 44.6%に達しました。

一般会計の税収のピークは平成 2 年（1990 年）海部内閣の時で、60.1 兆円です。それが今年度は 41 兆円しか当てにできないわけです。このような状況下ではもはや国頼み、都頼みの姿勢は許されぬ状況となっています。

西東京市は自助努力で充実した、立派なマイタウンを建設しなければなりません。そのためには人件費や合理化で削減できる出費は極力抑え、都市基盤の整備や他の必要な政策に回す予算を増やしていくべきです。

附 属 资 料

西東京市行財政改革推進委員会名簿

平成15年7月15日現在

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|--------|---|------|
| 箱崎 道朗 | 経済評論家 サンケイ新聞客員論説委員 | 委員長 |
| 竹之内 一幸 | 武蔵野女子大学助教授 (専攻：行政法) | 副委員長 |
| 小林 順子 | 税理士 | |
| 筑井 久雄 | 連合三多摩地区協議会副議長(住友重 機械労働組合連合会 田無地方本部執 行委員長) | |
| 長澤 建夫 | シチズン時計(株)東京事業所 所次長 | |
| 松山 祥介 | 公募市民 | |
| 高梨 勇一 | 公募市民 | |
| 倉本 眞樹 | 公募市民 | |

13 西企企第 203 号
平成 13 年 8 月 7 日

西東京市行財政改革推進委員会
委員長 箱崎道朗 殿

西東京市長 保谷高範

西東京市行財政改革推進にあたっての基本方針について（諮問）

本格的な少子高齢化を迎えるにあたり、今後ますます高まる行政需要や地方分権に対応していくためには、行財政力の強化を図ることが急務であり、新市西東京市に課せられた最重要課題であると存じます。厳しい財政状況の中で旧田無市と旧保谷市は、合併を究極の行政改革と位置付け、合併することを選択いたしました。今後は合併による効果を確実なものとし、新市建設の基本理念であります「21世紀を拓き 緑と活気にあふれ 一人ひとりが輝くまち」達成のため、引き続き行財政改革を推進する必要があります。

新市西東京市としての行財政改革大綱を策定することが、急務であると存じますので、大綱策定にあたっての基本的考え方について、ご教示願いたく諮問いたします。

西東京市行財政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するため、西東京市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、調査審議する。

2 委員会は、市長から行財政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 学識経験者 | 5人 |
| (2) 市民 | 3人 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。